

平成19年6月26日

照会先
医政局指導課：03-5253-1111（代表）
医療計画推進指導官 伊東（内線4132）
医業経営専門官 永田（内線2771）
指導係長 中根（内線2557）

緊急臨時的医師派遣の実施について

1. 5月31日に政府・与党でとりまとめられた「緊急医師確保対策」に基づく医師不足病院への医師派遣の仕組みについては、今月11日に開催した地域医療支援中央会議において、仕組みの大枠が決定したところ。
2. 本日、地域医療支援中央会議幹事会を開催し、この大枠について各道県から提出された派遣要請の内容を検討したところ、緊急臨時的医師派遣の第一陣として、次の医療機関への医師派遣が内定した。
3. この医師派遣については、今後も引き続き都道府県からの要請を受け付けることとし、その中で緊急に医師派遣する必要性の高いものについては、同様の仕組みの中で、医師の派遣を行っていくこととしている。

	都道府県	病院名	診療科	対応
1	北海道	北海道社会事業協会 岩内病院	内科	全国社会保険協会連合会が、内科医1名を派遣。準備が整い次第、6か月程度。
2	岩手県	県立大船渡病院	循環器科	国立病院機構が、内科医等1名を派遣。8月から3か月程度。
3	岩手県	県立宮古病院	循環器科	日本赤十字社が、循環器科医1名を週1回派遣。7月から6か月程度。 恩賜財団済生会が、循環器科医1名を派遣。準備が整い次第、3か月程度。
4	栃木県	大田原赤十字病院	内科	日本赤十字社が、内科医1名を派遣。7月から6か月程度。
5	和歌山県	新宮市立医療センター	産婦人科	応募医師1名を派遣。8月から6か月程度。
6	大分県	竹田医師会病院	救急(内科)	日本医科大学が、救急医1名を派遣。準備が整い次第、6か月程度。

労働者派遣制度における適用除外業務

(1) 港湾運送業務 (2) 建設業務 (3) 警備業務 (法第4条)

(4) 医療関連業務 (令第2条)

- ① 医師の業務
- ② 歯科医師の業務
- ③ 薬剤師の調剤の業務
- ④ 保健師、助産師、看護師・准看護師の業務である保健指導、助産、療養上の世話、診療の補助および言語聴覚士、救急救命士、臨床工学技士、義肢装具士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師の業務
- ⑤ 栄養士の業務（傷病者の療養のため必要な栄養の指導に係るものに限る）
- ⑥ 歯科衛生士の業務
- ⑦ 診療放射線技師の業務
- ⑧ 歯科技工士の業務

ただし、医療関連業務については、以下の場合には労働者派遣が可能。

- ① 紹介予定派遣
- ② 病院、診療所等以外の施設（社会福祉施設等※）で行われるもの

※ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、乳児院、保育所等

- ③ 産前産後休業、育児休業、介護休業中の労働者の業務及びへき地の病院等における医師の業務

《参照条文》

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）抄

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

一 港湾運送業務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）

二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節、第二十三条第二項及び第三項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でない認められる業務として政令で定める業務

2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）抄

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法第四十条の二第一項第三号又は第四号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にある場合を除く。）とする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。）

- 二 歯科医師法（昭和三十二年法律第二百二号）第十七条に規定する
歯科医業（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）
 - 三 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第十九条に規定する
調剤の業務（病院等において行われるものに限る。）
 - 四 保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三十三号）第二条、
第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務（他の
法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、
診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、病院等、
助産所、介護老人保健施設又は居宅において行われるもの（介護保険法第八
条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第三項に規定する
介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）に限る。）
 - 五 栄養士法（昭和三十二年法律第二百四十五号）第一条第二項に規定
する業務（傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るものであ
つて、病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）
 - 六 歯科衛生士法（昭和三十二年法律第二百四十四号）第二条第一項に規
定する業務（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるもの
に限る。）
 - 七 診療放射線技師法（昭和三十六年法律第二百二十六号）第二条第
二項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行
われるものに限る。）
 - 八 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第二条第一項に規定
する業務（病院等において行われるものに限る。）
- 2 前項のべき地とは、次の各号のいずれかに該当する地域をその区域
に含む厚生労働省令で定める市町村とする。
- 一 離島振興法（昭和三十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定
により離島振興対策実施地域として指定された離島の区域
 - 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和三十九年法律第八十九号）
第一条に規定する奄美群島の区域
 - 三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に
関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定す
る辺地
 - 四 山村振興法（昭和三十九年法律第六十四号）第七条第一項の規定に
より指定された振興山村の地域
 - 五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和三十四年法律第七十九号）
第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域
 - 六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条
第一項に規定する過疎地域
 - 七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に
規定する離島の地域